

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年9月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800019号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800018号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月27日の標準賞与額を38万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

私は、A社から、請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係るC社発行の振込予定明細表及び事業主の回答により、請求者は、平成25年12月27日にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、いずれも賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記振込予定明細表における賞与振込額及び同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、38万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 12 月 27 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800020号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800019号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月27日の標準賞与額を35万8,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

私は、A社から、請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係るC社発行の振込予定明細表及び事業主の回答により、請求者は、平成25年12月27日にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、いずれも賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記振込予定明細表における賞与振込額及び同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、35万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 12 月 27 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800021号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800020号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月27日の標準賞与額を40万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

私は、A社から、請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係るC社発行の振込予定明細表及び事業主の回答により、請求者は、平成25年12月27日にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、いずれも賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記振込予定明細表における賞与振込額及び同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、40万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 12 月 27 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800024号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800021号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月27日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

私は、A社から、請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係るC社発行の振込予定明細表及び事業主の回答により、請求者は、平成25年12月27日にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、いずれも賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記振込予定明細表における賞与振込額及び同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 12 月 27 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。